

茨木市民憲章

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

市民憲章は、茨木市民としての市民性を高め、より住みよい地域社会をつくるため、市民一人ひとりの生活信条の指針として、市民の自発的な総意に基づいて定められたものです。



令和7年(2025年)4月発行

編集／発行
茨木市自治会連合会

茨木市駅前三丁目8番13号
TEL.072-620-1604 (ダイヤルイン)
URL: <https://www.ibaraki-jichiren.com/>



茨木市自治会連合会

Contents | 目次

はじめに

〈自治会が必要とされるのは?〉 1

I. 自治会の役割と組織

自治会とは 2
 自治会の役割 2
 自治会の組織と運営 2
 自治会の組織例 3
 自治会員・自治会長・役員 の役割 4
 自治会の会計処理 4
 自治会を新しく結成する 5

II. 自治会の活動

自治会活動の例 6

III. 自治会への支援

自治会活動報償金 7
 住民活動災害補償保険制度 7
 自治会集会施設等整備事業補助制度 8
 自治会物置設置事業補助制度 8
 自治会 ICT 出前講座 8
 茨木市の問い合わせ一覧 9

IV. 茨木市自治会連合会

地区連合組織 10
 茨木市自治会連合会 10

V. 茨木市における主な行事等

自治会と関連する主な年間スケジュール 11

VI. 他の関連機関

自治会と関連する市等に事務局を有する主な団体一覧 12

VII. 資料編

茨木市の自治会の現状 14
 自治会規約（会則）の参考例 15
 自治会個人情報取扱要領の参考例 18
 自治会予算書（決算書）及び会計監査報告書の参考例 25
 自治会に関する Q & A 27
 自治会への加入啓発チラシの参考例 29
 自治会加入チラシ・自治会結成チラシのひな型について 29

自治会への加入啓発チラシの参考例

茨木市自治会連合会では、自治会加入啓発チラシを作成しています。
 各自治会で未加入世帯に加入案内される際にぜひご活用ください。



自治会加入チラシ・自治会結成チラシのひな型について

各自治会で利用できる自治会加入チラシ・自治会結成チラシのひな型を作成しています。
 従来の自治会加入啓発チラシとは別に、自治会でのオリジナルのチラシを作成していただけます。
 各地域の具体的な情報や写真を載せることで、活動内容をより身近に知ることができます。
 茨木市自治会連合会のホームページに結成チラシ・加入チラシ共に3パターンのひな型を掲載していますので、ぜひご活用ください。

茨木市自治会連合会ホームページ URL : <https://www.ibaraki-jichiren.com/>

自治会加入チラシ

〇〇自治会入会のご案内

安全で安心に暮らせる地域づくりのため、防犯灯やゴミステーションの維持管理、自治会内の清掃、見守り活動など個人だけでは解決できない地域の課題に取り組んでいます！

◆活動内容
 清掃活動：年〇回（道路のごみ拾いと児童遊園の清掃）
 地域防災訓練：年〇回（〇〇小学校）
 見守り活動：随時（児童遊園下校時、夜間パトロール）
 その他、地域行事（ふるさと祭、地区体育祭、文化祭）にも参加しています
 年一度始めの総会・決算報告、事業計画・予算報告を行っています。

自治会とは？
 小規模な活動を通して、地域の連携を高め、住みよい地域をつくるための、もっとも身近な住民組織のひとつです。

◆連絡先
 自治会長 〇〇〇〇 (ℓ: 111-222-3333)
 自治会員 〇〇〇〇 (ℓ: 222-333-4444)

◆費用
 自治会費：月〇〇〇円
 加入世帯数：〇〇世帯
 非世帯金は〇か月分まとめて班長が行います。

◆お見積り
 〇〇〇〇 (ℓ: 111-222-3333)
 〇〇〇〇 (ℓ: 222-333-4444)

自治会結成チラシ

自治会を結成してみませんか？

①自治会がない地域において、新たに自治会を結成する場合
 ②既存の自治会を統合して、新しく自治会を結成する場合
 ③既存の自治会から分業して、新しく自治会を結成する場合

～自治会の活動内容の例～

～自治会結成の手続き～

①設立準備会を組織
 ②自治会の区域を決める（他の自治会と区域が重複しないよう注意）
 ③自治会結成に対する区域住民の意見を集約
 ④設立準備書を作成、配布して、自治会への加入申込みを促す。（※指示税、清掃用具の購入補助）
 ⑤会則の草案（規約案）を作成
 ⑥役員選出などについて、候補者立候補を募集
 ⑦市に届出をさせていただきます。

～自治会への支援～
 ・指示税、清掃用具の購入補助
 ・集会所の整備、物置の設置補助等

◆地域の活動や自治会活動についてのご相談
 〇〇地区連合自治会（連絡先）

◆自治会の規約や制度などについてのご相談
 （茨木市自治会連合会事務局）（茨木市・〇〇〇〇：市役所本館2階 10-3号窓口）
 TEL: 072 (620) 1604 FAX: 072 (620) 1715
 e-mail: 〇〇〇@ibaraki.jp
 茨木市自治会連合会 URL: <https://www.ibaraki-jichiren.com/>

はじめに

自治会が必要とされるのは？

これまでの地域社会の生活中で、「向こう三軒両隣」という言葉は、必要不可欠でありました。地域での助け合いや課題解決が日常的に行われ、それが当然という雰囲気もありました。

しかしながら、行政サービスの拡充と社会経済の発展が進み、人々の価値観やライフスタイルも多様化してまいりました。その中で自治会の機能は縮小し、隣近所のふれあいも希薄になってきたと言われていています。

そのような中、阪神・淡路大震災や東日本大震災では、多くの方々が、地域の方々に救出されたと言われており、地域のつながりを深める自治会の役割は、再びクローズアップされてきています。

平成30年6月18日に発生した大阪北部地震においても、自主防災組織をはじめとする地域の方々による避難所運営や、避難所や地域の掲示板を活用して、被災者支援情報の発信などが実践され、地域における人のつながりの大切さを改めて実感できました。

また、子どもへの凶悪犯罪、人口減少や高齢化社会などへの対応は、地域の見守り活動など行政と共に、地域の方々が取り組むことによって、飛躍的にその解決を図ることができると言っても過言ではありません。

人々の価値観の変化やライフスタイルが多様化する中、地域のつながりを全て従来のようにするには、どうしても無理が生じるかもしれませんが、今の時代に対応した地域のつながりは必ずあると思います。

共働きの方も、一人暮らしの高齢者も、無理なく参加できる地域のつながりを考えていく必要があります。

「いい街だね」と言える地域社会を皆さんと共に作っていきたいと考えておりますので、まずは、自治会等の地域活動に参加するなど、あなたにできることから始めてみませんか。

茨木市自治会連合会



I 自治会の役割と組織

自治会とは

一定の区域において、住民が自主的に組織する地域の公共的団体です。
世帯単位での加入が多く、区域内の全世帯が加入することが望ましいです。
区域内の事業所等が賛助会員として加わる場合もあります。

自治会の役割

自治会は、地域のコミュニケーションの推進と、明るく住みよいまちづくりをめざして活動し、いろいろな役割を担っています。

地域の親睦を深める

地域の祭りやスポーツ大会など、様々なイベントを通じて、楽しさを共有することにより、地域の交流が深まり、信頼関係が育まれます。
住民間の連帯と協調を深めることは、明るい安全な地域づくりにもつながります。

自分たちの住むまちについて考え、実践する

地域住民のニーズを反映した、住みよいまちづくりを実現するため、地域の人々が十分話し合い、協力し合って、具体的な取組を実践します。
住民の声を行政に反映させ、地域住民と行政とのパイプ役を担います。

住民相互に助け合う

自治会は、日常生活に最も身近でつながりの深い組織です。地域における様々な問題には、地域の人々が支え合い、協力し合うことが大切です。
特に、防犯や防災の活動はもちろん、日ごろからのコミュニケーションが、いざというときに助け合える体制づくりにつながります。

行政との協力

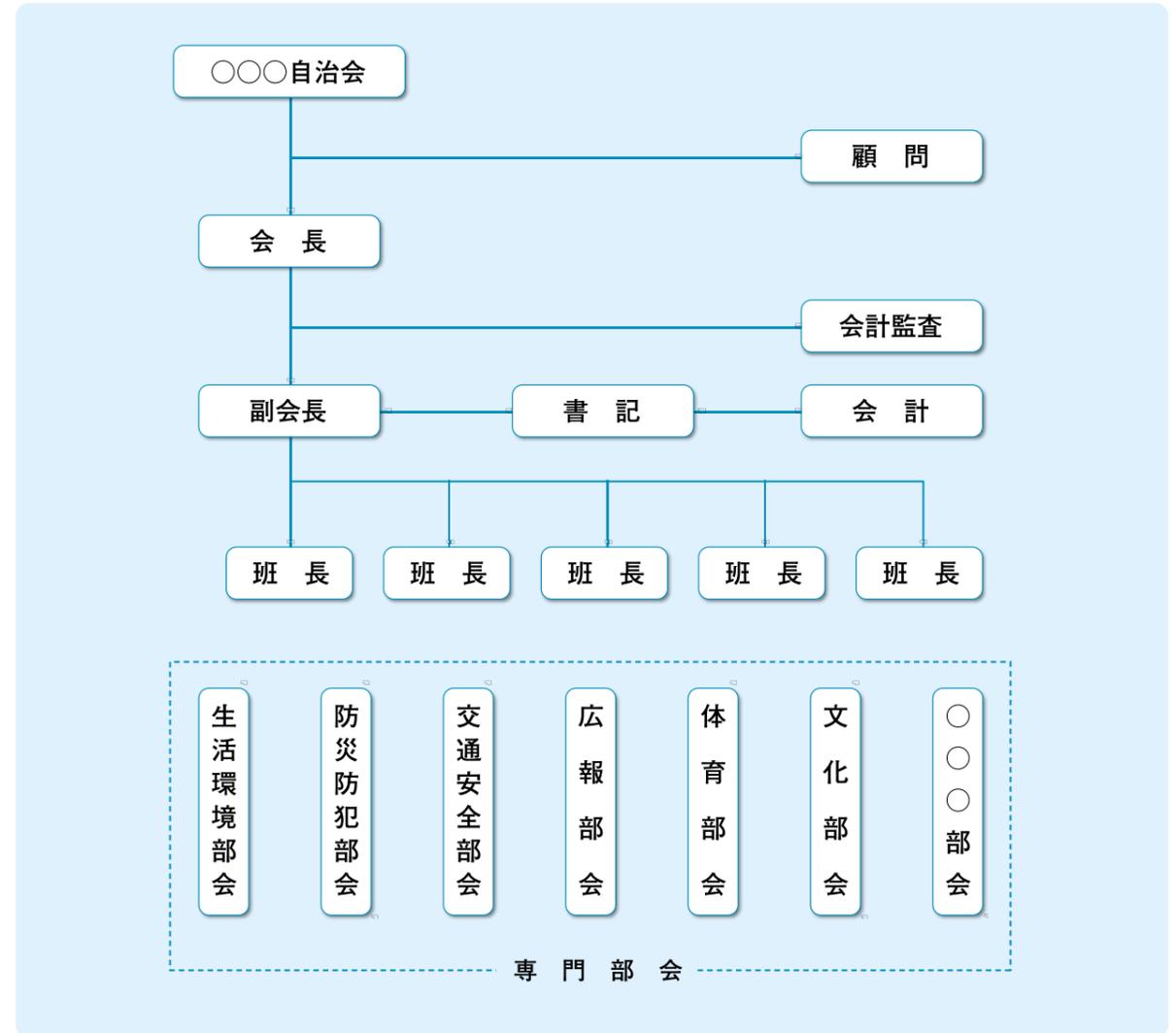
回覧や配布物等を通じて、行政や各種団体からの情報を伝えます。
また、地域の声を集約して行政と連絡・調整をとることも必要です。

自治会の組織と運営

自治会は地域における自主的な団体であり、その活動には、地域の人々が様々なかたちで参画します。会員の方々が楽しく、活発に活動できるよう、自治会の運営は、民主的に進めることが求められます。

- * 全員にわかりやすい規約づくり
- * 住民が意見を発表・交換できる場を設ける
- * 役割分担ができる組織づくり
- * 明朗な予算・決算の報告 など

自治会の組織例



班(組)

自治会活動の基本的な単位として編成されます。
会員相互の連絡や活動が円滑に進められる規模で、地域における地理的条件等を考慮して決めます。

専門部会

身近な地域の課題に対応し、効率的な運営を進めるため、各専門部会を設ける場合があります。

自治会員・自治会長・役員の役割

自治会は、地域の公共的な団体であり、一人ひとりがまちを大切に作る心、思いやりの心をもって協力することが、ふれあいのある「より良い地域社会」の形成につながります。

また、自治会の活動は、一部の役員だけの活動ではなく、各会員が、自治会の目的を実現するためにできることを実践することが大切です。

自治会は、会員の年齢層も広く、地域の幅広い年代の方々に構成する組織です。

会員の親睦と活発な自治会活動を進める上で、その中心となる自治会長や役員の方々には、次のような役割があげられます。

- *幅広く住民が参加できるような工夫をする。
- *他の地域組織との交流を図る。
- *役割を分担し、みんなで活動をする。
- *地域において、自由でなごやかな雰囲気をつくる。
- *相手の立場に立って考え、話を聞く。
- *他人のプライバシーを守る。
- *自分の言動に責任を持つ。
- *後継者を育成する。



役員等の選出方法と任期

役員等の選出には、選挙・推薦・抽選・輪番制など、色々な方法がありますが、それぞれの自治会に最も適した民主的な方法を選択することが必要です。ただし、抽選や輪番制を採用する場合は、小さい子どもや介護を要する家族がおられる世帯、また、高齢者だけの世帯については、配慮することも必要です。

さらに、自治会を継続して運営するため、役員負担を分散し、担い手を確保する工夫も大切であり、例えば、会長経験者が自治会の顧問に就任し、アドバイザー役として役員負担軽減を図っているところもあります。

役員等の任期については、原則2年とし、1年ごとに役員半分の改選するなどの工夫をしているところもあります。

自治会の会計処理

自治会の運営や活動を進めていくために、会費を徴収している自治会があります。会費は自治会の収入の中心であり、会員が共通に負担することが望ましいです。会費の金額や徴収方法については、会員が納得できるように総会などで決定します。

財政規模は、自治会の構成員数や活動内容によって様々ですが、予算と決算については、総会での議決・承認が必要です。

自治会を新しく結成する

自治会の結成には、次の3つのような場合があります。

- 1 自治会がない地域において、新たに自治会を結成する場合
- 2 既存の自治会を統合して、新しく自治会を結成する場合
- 3 既存の自治会から分離して、新しく自治会を結成する場合

*いずれの場合も、地域の合意が必要です。

*自治会の連合組織を結成し、広域のコミュニティづくりに取り組んでいる地域も多く、他の自治会との協力・連携が大切です。

自治会を結成する場合の手続

自治会を結成する場合の一般的な手続は、次のとおりです。

- 1 設立準備会を設置します。
- 2 自治会の区域を決めます。
(他の自治会と区域が重複しないようご注意ください)
- 3 自治会結成に対する区域住民の意見を集約します。
- 4 設立趣意書を作成、配布して、自治会への加入申込みを受けます。
- 5 会則の草案(規約案)を作成します。
- 6 事業計画、予算書、会員名簿などを作成します。
- 7 役員選出などについて、検討します。
- 8 設立総会を開催します。
(議案などを審議・決定の後、自治会が発足します。)
- 9 市に届出をしてください。(所定の用紙があります。)

*市への届出は、市と自治会との連絡のために必要です。

*届出は、市役所本館2階の地域コミュニティ課で受け付けています。

*届出後に自治会を分離統合した場合や、区域・会長・世帯数等の変更があった場合も、その旨を届け出てください。

Ⅱ 自治会の活動

自治会では、まちを住みよくするために、様々な活動を行っています。その活動のためには、まず、地域の人々が気軽に親しく話し合える関係が必要です。

自治会は地域に深く関わっており、活動の範囲や会員の年齢層も広いです。地域生活において、人々との「つながり」は多い方が楽しいし、何かあった時だけでなく、日ごろからみんなで活動する方が楽しいと思いませんか？

自治会では、いろいろな活動ができます。みんなでアイデアを出し合うことで、より楽しく、快適な地域にするための活動の幅を広げることができるのです。

でも、地域には小さい子どもや介護を要する家族がおられる世帯、高齢者だけの世帯などいろいろな方がおられます。無理のない範囲で参加できる工夫をすることやこれまでの活動を見直すことも必要です。

茨木市では、各地域の創意工夫した取組みについてまとめた「住みたい・住み続けたいまちづくり大百科」という事例集を作成しています。ぜひそちらもご覧ください。

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/chiikicomunity/menu/matidukuridaihyakka/index.html>



自治会活動の例

親睦活動

ふるさとまつり、
地区運動会、餅つき大会、
文化展、ハイキング
など



環境美化活動

道路や公園の清掃、
ゴミ集積所の管理、
資源物の回収、
緑化活動 など



安全対策

防犯パトロール、防災訓練、
子どもの見守り活動、
交通安全対策 など



青少年の健全育成

地域の小中学校との
連携、PTAや
子ども会との協力



福祉活動

高齢者に対する地域福祉、
各種募金のとりまとめ
など



情報伝達

地域に密着した情報、
各行政機関からの情報を
回覧板や掲示板で周知



Ⅲ 自治会への支援

茨木市では、自治会による地域活動を支援するために、様々な支援制度を設けています。

その支援制度の一部について記載しておりますので、対象要件に該当する場合は、お忘れのないように申請してください。

詳細につきましては、地域コミュニティ課までお問い合わせください。

(お問合わせ先)

地域コミュニティ課 072-620-1604

自治会活動報償金

地域において茨木市の施策への協力と実践を行う自治会からの申請に対して、茨木市が報償金を支給しています。(毎年9月頃に市から通知文を送付)

対象 住民相互の親睦と良好な地域社会の維持及び形成のために
共同活動を行う団体として市長に届け出た団体

報償金の額 320円×10月1日現在の世帯数

対象となる活動

- ①市との連携及び連絡調整
- ②市及び関係機関の発行物の配付
- ③ごみの減量化と再資源化に関する施策の協力

住民活動災害補償保険制度

自治会活動等で発生する事故に備えて、市で一括して災害補償保険に加入しています。けが等が発生した場合は、ご活用ください。

対象 主たる活動拠点が茨木市にあり、構成員が5人以上の団体(自治会、老人クラブなど)

対象となる活動 団体が無報酬で行う日帰りの公益活動

例：地域の清掃時でのけが

※親睦活動や個人的な活動は対象になりません。

補償内容		
保険の種類	補償内容	
賠償責任補償	身体賠償	3,000万円(1人)、2億円(1事故)
	財物賠償	500万円(1事故)
ともに免責金額(自己負担額)1万円		
傷害補償	死亡	200万円 (事故の日から180日以内に死亡)
	後遺障害	6万円～200万円 (事故の日から180日以内に後遺障害)
	入院	日額 2,300円 (事故の日から180日を限度)
	通院	日額 1,500円 (事故の日から180日以内で実日数90日を限度)

自治会集会施設等整備事業補助制度

自治会が自治会活動の用に供する集会施設等の整備等を行う場合に、茨木市がその経費の一部を補助します。（ただし、整備に要する経費が20万円以上であること）

対象事業及び経費

補助率は50%、補助限度額は①～④のとおり

- ①新築又は建替 200万円（経費が1,000万以上かかる場合、補助限度額は300万円）
- ②増改築 100万円
- ③修繕 100万円
- ④ブロック塀等の撤去 100万円

自治会物置設置事業補助制度

自治会が自治会活動の用に供する物置を設置する場合に、茨木市がその経費の一部を補助します。（ただし、設置に要する経費が5万円以上であること）

対象事業及び経費

補助額は①～③の合計経費の50%、上限は10万円とする

- ①物置の購入に要する経費（消費税を含む）
- ②物置の運搬に要する経費（消費税を含む）
- ③物置の組立て、設置に要する経費（消費税を含む）

自治会ICT出前講座

自治会が自治会活動においてICTを活用する際の支援として、出前講座を実施します。

※開催場所は自治会等で確保をお願いします。

講習会メニュー

- ①LINE講座（定員10名、3回コース）
- ②ZOOM講座（定員5名、4回コース）
- ③ホームページ作成講座（定員5名、4回コース）

茨木市では、自治会による地域活動を支援するために、その他にも様々な支援制度を設けています。必要に応じて、活用を検討いただきますようお願いいたします。

【地域コミュニティ課：072-620-1604（直通）】

名 称	受 付 時 期 等
住民活動災害補償保険制度	随時
自治会集会施設整備補助	随時（要事前相談）
自治会物置設置事業補助	
自治会 ICT 出前講座	随時（茨木市自治会連合会）
自治会ハンドブック・ハンドブック概要版	
自治会加入案内チラシ	
自治会回覧板（有料：1枚200円）	随時
美化活動ベストの貸与	6月に案内を送付（茨木市住みよいまちづくり協議会）
自治会用掲示版の購入補助	9月に申請書送付
自治会活動報償金	随時（茨木市住みよいまちづくり協議会）
清掃用具購入補助	
迷惑駐車防止用ビラ	

【環境事業課：072-634-0351（直通）】

名 称	受 付 時 期 等
ごみ集積場所に関すること	随時（環境政策課でも貸与：072-620-1644）
ごみ集積場の防鳥ネットの貸与	
空き缶ポイ捨て禁止看板	

【環境政策課：072-620-1644（直通）】

名 称	受 付 時 期 等
ごみの分別・資源物持ち去り禁止などの看板	随時
再生資源集団回収報奨金制度	4月に案内を送付

【公園緑地課：072-620-1654（直通）】

名 称	受 付 時 期 等
公園（児童遊園等）清掃用ゴミ袋の配布	随時
公園（児童遊園等）清掃用具	10月～11月頃に案内を送付（児童遊園管理団体が対象）

【市民生活相談課：072-620-1603（直通）】

名 称	受 付 時 期 等
犬のふん等啓発看板、飼犬登録・狂犬病予防注射等	随時

【危機管理課：072-620-1617（直通）】

名 称	受 付 時 期 等
防犯カメラ設置事業補助	5月に案内を送付予定

【建設管理課：072-620-1650（直通）】

名 称	受 付 時 期 等
防犯灯維持管理補助	5月に対象自治会へ申請書送付

【茨木市消防本部 総務課：072-622-6956（直通）】

名 称	受 付 時 期 等
防火防災訓練災害補償等共済制度	随時

【茨木市消防署 救急管理課：072-622-6959（直通）】

名 称	受 付 時 期 等
AEDの貸し出し	随時

IV 茨木市自治会連合会

地区連合組織

地区連合組織は、おおむね小学校区を単位とした、33の組織があり、単位自治会相互の親睦・調整や広域的な課題への対応などを目的として結成されています。

活動内容等は各組織によって様々ですが、単位自治会が単独でできない規模の催しや、各自治会に共通する課題の解決などに大きな役割を果たしています。単位自治会同士が連携することで、より広域的な活動が可能となり、交流や情報交換も深めることができます。

この連合組織が、地域課題や活動の校区窓口となることも多く、単位自治会に加入していれば、その課題に対して意見を述べることや活動にも参加できますが、加入していない場合は、そのチャンスを失っているかもしれません。

積極的に加入しましょう。

茨木市自治会連合会

茨木市自治会連合会は、地区連合組織の会長によって組織しています。

各校区では、それぞれの地域にあった活動を展開されていますが、魅力ある自治会運営のためには、他の校区の情報収集も大変重要と考えます。

茨木市自治会連合会では、地区連合組織相互の情報交換を行うとともに、他市の活動状況の視察、行政との意見交換、講演会や研修会の開催、機関紙「連合会報」の年2回発行など、市内自治会が相互に育成発展できるための事業を行っています。

(相 談) 茨木市自治会連合会
(事務局) 市・地域コミュニティ課
TEL 072-620-1604

茨木市自治会連合会名簿

(令和7年4月現在)

名 称	小学校区	名 称	小学校区
茨小校区自治会連合会	茨 木	郡山小学校区自治連絡協議会	郡 山
春日地区連合自治会	春 日	太田小学校区連合自治会	太 田
春日丘小学校区連合自治会	春 日 丘	天王地区自治会連絡協議会	天 王
三島地区連合自治会	三 島	葦原小学校区連合自治会	葦 原
中条地区自治会連絡協議会	中 条	郡校区まちづくり協議会	郡
玉櫛地区自治会連絡協議会	玉 櫛	庄栄校区自治会連絡協議会	庄 栄
安威地区自治会連絡協議会	安 威	沢池地区自治会連合会	沢 池
玉島地区連合自治会	玉 島	畑田地区自治会連合会	畑 田
福井地区自治会連合会	福 井	山手台連合自治会	山 手 台
清溪地区自治会連絡協議会	清 溪	耳原地区連合自治会	耳 原
見山地区自治会長連絡協議会	忍 頂 寺	穂積校区連合自治会	穂 積
石河地区自治会連絡協議会	安威・忍頂寺	白川小学校区連合自治会	白 川
大池地区地域活動協議会	大 池	東奈良小学校区連合自治会	東 奈 良
豊川地区自治会連合会	豊 川	西地区自治会連合会	西
中津校区自治会連合会	中 津	西河原小学校区連合自治会	西 河 原
東小学校区連合自治会	東	彩都西自治会協議会	彩 都 西
水尾校区自治会連絡協議会	水 尾		

V 茨木市における主な行事等

自治会関連の主な年間スケジュールです。(令和7年度の予定で記載)

なお、茨木市等からの自治会長への文書につきましては、原則、毎月15日(土曜日、休日はその前の金曜日)に送付しています。(緊急時除く)

月	地域の一般的な行事	茨木市から自治会への連絡事項
4月	各自治会・各地域団体総会	自治会調査票提出(地域コミュニティ課) 自治会長説明会・日赤活動資金募集 (地域コミュニティ課・地域福祉課)
5月		防犯灯維持管理補助金申請(建設管理課) 防犯カメラ設置事業補助制度申請(危機管理課)
6月	市内一斉清掃	市内一斉清掃の実施(環境事業課) 自治会用掲示板の申込(事務局:地域コミュニティ課)
7月	地区ふるさとまつり (各地域により異なる)	都市緑化・公園等保全美化活動功労者の推薦 (公園緑地課)
8月		
9月		住みよいまちづくり協議会12月市内一斉清掃の案内・事前調整(事務局:地域コミュニティ課) 自治会活動報償金申請(地域コミュニティ課)
10月	地区スポーツ・レクリエーション (各地域により異なる)	コミュニティセンター、公民館、いのち・愛・ゆめセンター利用の免除団体の申請案内
11月	文化展(各地域により異なる)	
12月	市内一斉清掃	住みよいまちづくり協議会市内一斉清掃の実施 (事務局:地域コミュニティ課)
1月		
2月		住みよいまちづくり協議会善行者等の推薦 (事務局:地域コミュニティ課)
3月		6月一斉清掃の案内・事前調整(環境事業課) 廃棄物減量等推進員の推薦(資源循環課)《隔年》

VI 他に関連機関

茨木市等に事務局を有する自治会と関連のある主な団体一覧

No.	団体名	自治会と関連している内容
1	茨木市自治会連合会	自治会長宛に文書等を送付
2	茨木市住みよいまちづくり協議会	自治会が協議会の構成団体 12月の市内一斉清掃の参加を依頼
3	各コミュニティセンター管理運営委員会	すべての委員会及び協議会で、自治会が構成団体となっている。
4	茨木防犯協会	地域防犯支部の区域は小学校区を基本として活動している。
5	茨木市自主防災組織連絡会	多くの小学校区で、自治会が構成団体となっている場合が多い。
6	日本赤十字社大阪府支部茨木市地区	自治会長に活動資金（募金）の取りまとめを依頼
	茨木市赤十字奉仕団	
7	茨木地区共同募金会	自治会長に募金の取りまとめを依頼
8	茨木市社会福祉協議会	賛助会員募集時に協力を依頼
9	茨木市老人クラブ連合会	構成員の各単位老人クラブと連携し、清掃活動などに取り組んでいる場合が多い。
10	中学校区青少年健全育成運動協議会	多くの中学校区で、自治会が構成団体となっている場合が多い。
11	小学校区青少年健全育成運動協議会	多くの小学校区で、自治会が構成団体となっている場合が多い。

(令和7年4月現在)

設置目的	構成員	事務局
茨木市域各自治会の親睦と住民福祉の増進を図る。	市内の各地区連合自治会長	市民文化部 地域コミュニティ課 TEL 072 - 620 - 1604
茨木市の健全な発展と住みよいまちづくりのために、宗教、政治活動にかたよることなく市民憲章の精神を基調に、住民相互の連帯性並びに市民性をたかめて、様々な運動を推進する。	住民によって組織された各種団体及び事業団体、関係機関の代表並びに学識経験者等	市民文化部 地域コミュニティ課 TEL 072 - 620 - 1604
コミュニティセンターの管理運営並びに地域コミュニティの振興を図る。	(1)小学校区内の住民団体からの選出者 (2)委員長が特に必要と認める者	市民文化部 地域コミュニティ課 TEL 072 - 620 - 1604
犯罪のない明るい社会の実現を理想とし、民警相互の協力のもとに、各種犯罪の予防、犯罪者の検挙協力及び少年の非行防止等効果的な防犯活動を推進するとともに、防犯関係機関・団体等の行う防犯活動の連絡調整を図り、もって理想を追求し、住みよいまちづくりの推進に寄与する。	小学校区単位等の支部で組織する地域防犯支部 管内の少年関係団体及び職域単位で組織する職域防犯支部	茨木防犯協会 事務局 TEL 072 - 624 - 2442
地域に密着した対策を推進することにより、地震・風水害等による被害の防止及び軽減を図り、地域防災力を高め、より安心して暮らすことのできるまちづくりの実現する。	各小学校区を代表する自主防災組織における代表者等	総務部 危機管理課 TEL 072 - 620 - 1617
赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成する。	市長が地区長となっている 日本赤十字社社長または地区長が委嘱した者	福祉部 地域福祉課 TEL 072 - 620 - 1634
人道博愛の精神に基づき地域社会の福祉増進に努め、明るい住みよい社会を築くため身近な奉仕に従事する。	各小学校区の地域社会事業関係者及び学識経験者	
住民相互の助け合いを基調とし、地域福祉を推進する。	茨木市自治会連合会 茨木市赤十字奉仕団 茨木市社会福祉協議会 茨木市民生委員児童委員協議会	茨木市社会福祉協議会 TEL 072 - 627 - 0033
茨木市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。	同協議会の趣旨、目的に賛同する個人又は法人等	茨木市社会福祉協議会 TEL 072 - 627 - 0033
各単位老人クラブとの連絡を密にし、育成、指導に努め、その発展を図るとともに、高齢者福祉を推進する。	市内の各単位老人クラブ	福祉部 地域福祉課 TEL 072 - 620 - 1634
青少年問題協議会で決定した青少年育成活動方針や重点目標に基づいて、それぞれの校区で青少年育成の啓発や、問題に対する対応などを実施する。	中学校区により少しずつ違うが、幼・小・中学校長、PTA、公民館、小学校青健協などの校区諸団体	教育委員会 社会教育振興課 TEL 072 - 622 - 5180
青少年問題協議会で決定した青少年育成活動方針や重点目標に基づいて、それぞれの校区で地域の青少年等を対象にした行事の開催を実施する。	小学校区により少しずつ違うが、幼・小・中学校長、PTA、公民館、中学校青健協などの校区諸団体	教育委員会 社会教育振興課 TEL 072 - 622 - 5180

Ⅶ 資料編

資料1

茨木市の自治会の現状

茨木市の自治会数及び加入世帯数の推移

各年度5月1日現在

年 度	自治会数	加入世帯数	総世帯数	加入率
平成24年度	503	75,493	118,850	63.5%
平成25年度	505	75,703	119,046	63.6%
平成26年度	503	75,940	119,949	63.3%
平成27年度	505	76,091	121,253	62.8%
平成28年度	505	75,414	122,524	61.6%
平成29年度	510	75,641	123,847	61.1%
平成30年度	508	74,962	125,125	59.9%
令和元年度	504	73,972	126,002	58.7%
令和2年度	503	72,550	127,708	56.8%
令和3年度	506	72,292	128,878	56.1%
令和4年度	506	71,629	130,553	54.9%
令和5年度	497	70,169	132,549	52.9%
令和6年度	497	68,639	134,271	51.1%

茨木市の自治会の世帯数・班数の分布

(令和6年5月現在)

自治会の世帯数別分布			自治会の班数別分布		
世帯数	自治会数	割合	班 数	自治会数	割合
1～25	58	11.67%	1～5	168	33.80%
26～50	78	15.70%	6～10	156	31.39%
51～100	122	24.55%	11～15	70	14.08%
101～150	88	17.71%	16～20	38	7.65%
151～200	49	9.86%	21～25	24	4.83%
201～300	49	9.86%	26～30	12	2.41%
301～400	28	5.63%	31～40	13	2.62%
401～500	9	1.81%	41～50	5	1.01%
501～600	7	1.41%	51～60	5	1.01%
601～700	4	0.80%	61～80	4	0.80%
701～1000	4	0.80%	81～100	1	0.20%
1001～	1	0.20%	101～150	1	0.20%
合計	497	100.0%	合計	497	100.0%

資料2

自治会規約(会則)の参考例

自治会は、住民の合意によって結成される地域の公共的団体です。自治会の会員が自主的に活動し、組織を民主的に運営するためには、共通のルール(規約あるいは会則)が必要です。

以下の規約は参考例ですので、各自治会の状況に応じて内容を取捨選択し、皆さんの合意を得て、地域の実情にあった規約(会則)をつくりましょう。

〇〇自治会規約(会則)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦活動に関する事。
- (2) 専門部会活動に関する事。
- (3) 茨木市及びその他の関係団体との連絡調整に関する事。
- (4) その他、会の目的達成に必要と認められる事。

(名 称)

第2条 本会は、〇〇自治会(以下「会」という。)と称する。

(区 域)

第3条 会の区域は、茨木市〇〇町(△△丁目)×番□号から××番□□号までの区域とする

(事 務 所)

第4条 会の事務所の所在地は、〇〇〇に置く。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する者、事業所及びこれに準ずる者とする。

ただし、事業所は、賛助会員とし、議決権は有しないものとする。

(会 費)

第6条 会費は、1世帯月額〇〇円とする。

2 賛助会費は、別途定める。

(入 会)

第7条 本自治会に加入しようとする者は入会届を提出する。

(退 会)

第8条 会員は(住居の売却)転居等により退会するときは退会届を提出する。

第3章 役 員

(役 員)

第9条 会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ■人
- (3) 書記 ■人
- (4) 会計 ■人
- (5) 会計監査 ■人
- (6) 専門部長 各専門部会から1名
- (7) 班長 各班から1名

(役員を選出)

第10条 会長、副会長、書記及び会計は、総会において、会員の中から選出する。

2 会計監査は、総会において、前各項以外の会員の中から選出する。

3 専門部長は、各専門部員の中から選出する。

4 班長は、各班の中から選出する。

(役員の職務)

第11条 会長は、会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 書記は、会務を記録する。
- 4 会計は、会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 5 会計監査は、会計及び業務執行状況を監査する。
- 6 専門部長は、各専門部を代表し、専門部の業務を行う。
- 7 班長は、各班を代表し、会の円滑な運営に協力する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、○年とし、再任を妨げない。

- 2 役員の辞任その他の理由により、役員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職を行わなければならない。

第4章 会議

(会議)

第13条 会の会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

- 2 会議は、構成員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。

- 2 定時総会は、会長が招集し、年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の○分の1以上の請求があったとき。
- 4 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
- 5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業運営の基本的事項に関すること
 - (2) 予算及び決算に関すること
 - (3) その他、会の運営に関する重要事項(総会の書面表決等)

第15条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第13条及び第14条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(役員会)

第16条 役員会は、会計監査以外の役員をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が必要と認めるとき、会長が招集する。
- 3 役員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 役員会の議事は、役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 役員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 6 急を要する事項は、役員会で決議執行し、次の総会で承認を受ける。

(専門部会)

第17条 専門部会は、各専門部会員で構成する。

- 2 専門部会は、各専門部会長が必要と認めるとき、各専門部会長が招集する。
- 3 専門部会の議長は、各専門部会長がこれにあたる。

- 4 専門部会の議事は、部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 専門部会は、所管する専門の事項を企画し、執行する。

第5章 組織

(専門部会)

第18条 会に、次の専門部会を置く。新規事項が発生した場合、役員会の議決を得て新たな専門部会を設けることができ、次の総会で承認を得るものとする。

- (1) 生活環境部 会の環境整備、改善に関する企画及び事業の実施
- (2) 防災防犯部 防災防犯活動の企画及び事業の実施
- (3) 交通安全部 交通危険箇所の点検、不法駐車問題等の取り組み
- (4) 広報部 広報機関紙の発行
- (5) 体育部 体育活動の企画及び事業の実施
- (6) 文化部 文化活動の企画及び事業の実施
- (7) ○ ○ 部
- (8) ○ ○ 部

- 2 専門部会の部会員は、会員の中から、会長が指名する。

(班)

第19条 会の運営を円滑に行うため、班を置く。

- 2 班の編成は、役員会で議決し、次の総会で承認を得るものとする。
- 3 班は、各班の会員の中から班長を選出する。ただし、高齢者及び心身障害者等で職務の遂行が困難であると認められる場合は、本人の申し出により免除することができる。

(連合会)

第20条 会は、広域的問題の解決のため、○○校区自治会連合会に参加し、連絡調整を行う。

第6章 会計

(会計年度)

第21条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第22条 会の運営に関する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(監査)

第23条 会計監査は、年1回以上会計監査を行い、総会において報告しなければならない。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第24条 この規約の変更は、総会において会員の○分の○以上の賛成を必要とする。

第8章 雑則

(帳簿及び書類)

第25条 会の事務所には、規約、議事録、収支に関する帳簿、その他必要な書類を備えなければならない。

- 2 前項に基づき備えられた書類は、原則として公開とし、地域住民及び地域組織からの請求があるときは、閲覧させなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、個人情報については、閲覧させないことができる。
- 4 会における個人情報の取扱に関しては、別紙「○○自治会個人情報取扱要領」に定める。

(委任)

第26条 会の規約施行のための必要な細則は、役員会の議決を得て会長が定める。細則を定めたときは、次の総会で承認を得なければならない。

附則

この規約は、○○年○○月○○日から施行する。

自治会個人情報取扱要領の参考例

平成27年9月に改正個人情報保護法が成立し、平成29年5月30日に全面施行され、自治会も含めた全ての事業者が法の適用対象となりました。

自治会で会員の個人情報の詳しい取扱方法を決めて、「個人情報取扱要領」として文書にまとめておくことで自治会内部での取扱いが明確になり、会員の方も安心して個人情報を提供いただけることになると考えられるため、要領を定めておきましょう。

また、自治会会員の情報を第三者から提供を受ける時、または第三者に提供する場合、その取得や提供の理由・相手先を記録に残して、一定期間（原則3年間）保存することが必要になります。

〇〇自治会 個人情報取扱要領

制定 〇〇年〇〇月〇〇日

改正 〇〇年〇〇月〇〇日

(目的)

第1条 この取扱要領は、本会が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定める。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下、「法」という。）等を遵守するとともに、自治会（地域）活動において個人情報の保護に努める。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱要領を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知する。

(管理者)

第4条 〇〇自治会における個人情報の管理者は、〇〇（例：会長等）とする。

(取扱者)

第5条 〇〇自治会における個人情報の取扱者は、〇〇（例：役員、要援護者を支援する者など、範囲を指定）とする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないものとする。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取得)

第7条 本会は、会長が「〇〇自治会加入届」などを会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得する。

2 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得する。

3 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難者支援等を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とする。

4 本会が配布する〇〇自治会名簿に記載する個人情報は、氏名、住所、連絡先、〇〇などで会員が同意する事項とする。

(利用)

第8条 本会が保有する個人情報は、各号に掲げる活動等に際して利用する。

(1) 会費の請求、管理、その他文書の送付など

(2) 会員名簿の作成及び本会の区域図の作成

(3) 敬老会等の対象者の把握

(4) 災害時の緊急時における支援活動

(5) 災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり

(管理)

第9条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。

2 本会からの脱退その他の理由により、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄する。

(提供)

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く）に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 取扱者は、個人情報を第三者（府・市役所を除く）に提供したときは、法第29条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 取扱者は、第三者（府・市役所を除く）から個人情報の提供を受けるに際しては、法第30条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存する。

(開示)

第13条 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し開示を請求することができる。

2 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第33条第2項に該当する場合を除き、本人に開示する。

(個人情報の訂正等)

第14条 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について、個人情報管理者に対し訂正等を求めることができる。

2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は、直ちに該当する個人情報の訂正等を行うものとする。ただし、各会員にすでに配布されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもって、これに替えることができるものとする。

(漏えい発生時等の対応)

第15条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡する。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行うものとする。

(開示請求及び苦情処理相談窓口)

第16条 ○○自治会における開示請求及び苦情相談窓口は、○○とする。

(附則)

この要領は、○○年○○月○○日から施行する。

名簿掲載個人情報の第三者提供記録簿

提供日	年 月 日	
提供する相手方(申請者)	氏名	
	所属	
	住所	
	電話番号	
提供理由	(例) ○○○会の会員間の連絡を円滑に行うため	
情報提供する対象者	(例) ○○○自治会名簿に掲載している全員	
提供した情報	(例) 名前、住所、電話番号	
本人の同意※	(例) 本人同意済 (○年○月) (○年○月の名簿作成依頼時、加入申込時)	

※…本人の同意による第三者提供の場合

【注意事項】

個人情報を本人以外の者（第三者）に提供する際は、あらかじめ本人の同意が必要です。
この記録は、原則3年間保存しておく必要があります。

【参考】

次のいずれかに該当する提供の場合は、この記録の作成は不要です。

- ・名簿などで整理している情報以外の個人情報を提供する場合
- ・府、市役所に提供する場合
- ・法令に基づく提供の場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- ・個人情報の取扱いを委託する場合（宅配業者など）

名簿掲載個人情報の受領記録簿

提供日	年 月 日	
提供者	氏名	
	所属	
	住所	
	電話番号	
提供者が情報を取得した経緯	(例) 本人から提出を受けた申込書に記載	
個人情報の対象者	(例) 〇〇 〇〇さん	
提供された情報	(例) 名前、住所、電話番号、メールアドレス、FAX	
本人の同意※	(例) 本人同意済 (〇年〇月)	

※…本人の同意による第三者提供の場合

【注意事項】

この記録は、原則3年間保存しておく必要があります。

【参考】

次のいずれかに該当する提供の場合は、この記録の作成は不要です。

- ・名簿などで整理している情報以外の個人情報を受領する場合
- ・府、市役所から受領する場合
- ・法令に基づく受領の場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- ・個人情報の取扱いを受託する場合

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇自治会の皆さまへ

〇〇自治会
会長 〇〇 〇〇

会員名簿作成のご協力について

〇〇の候、会員の皆さまにおかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から自治会活動にご理解、ご参加をいただき、誠にありがとうございます。

さて、〇〇自治会では、本会の活動及び運営を円滑に行うために、自治会員名簿を作成しております。この名簿は、会員相互及び役員との諸連絡のための会員への配付、自治会・地域活動（〇〇協議会への提供を含む）、災害時の避難、救助活動等の際に利用するために作成するものです。

なお、当自治会では、「〇〇自治会 個人情報取扱要領」に基づき、適正に個人情報を取り扱うこととしており、ご記入いただいた情報は、上記の目的以外で、使用したり第三者に提供したりすることはありませんので、その趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

【提出方法等】

- 1 記入方法 以下の調査票に必要事項を記入してください。
- 2 提出方法 調査票を切り取り、封筒に入れて、各班長に提出してください。
- 3 その他 記載事項に変更があった場合は、速やかに〇〇〇までご連絡ください。

※名簿の作成が終わりましたら、会員に配布いたします。配布された名簿を外部に提供したり、上記の目的以外に使用しないよう、取扱いには十分ご注意ください。また、廃棄の際は、裁断するなど配慮いただきますようお願いいたします。

.....<切り取り>.....

【調査票】

名前 ()
 住所 ()
 電話番号 ()
 Eメールアドレス ()
 要配慮事項 ()

自治会予算書・決算書 及び 会計監査報告書の参考例

予算、決算は、自治会の規模や活動内容によって変わってきます。以下の予算書、決算書は、あくまでも参考例ですので、組織規模や活動内容に合った予算書、決算書を作成してください。

〇〇年度 〇〇自治会予算書

科目	本年度	前年度	増減	付記
会費				〇〇円×〇〇世帯×12月
補助金				茨木市住みよいまちづくり協議会清掃補助金
報償金				茨木市自治会活動報償金
寄付金				〇〇寄付金〇〇円
雑収入				各種事業収益金及び預金利息等
繰越金				前年度の繰越金
収入合計				

科目	本年度	前年度	増減	付記
事業費				
生活環境費				清掃道具〇〇円、消毒液〇〇円
防犯費				年末警戒等〇〇円
体育リクリエーション費				運動会〇〇円、ハイキング〇〇円
文化活動費				盆踊り〇〇円、文化展〇〇円
会議費				総会〇〇円・役員会〇〇円
消耗品費				事務用品〇〇円
通信運搬費				郵便料〇〇円
印刷製本費				回覧物印刷代〇〇円
修繕費				備品修繕等〇〇円
光熱費				防犯灯電気代等〇〇円
助成金				こども会等への助成金〇〇円
負担金				自治会連合会負担金〇〇円
慶弔費				慶弔費〇〇円
予備費				
支出合計				

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇自治会長 あて

〇〇自治会加入申込書

私は、〇〇自治会に加入する意思がありますので、本書のとおり届け出ます。
なお、下記「**■個人情報の取扱について**」にも同意します。

住所	〒 〇〇〇〇 茨木市
フリガナ	
氏名	
電話番号	
緊急連絡先	
要配慮事項	

■個人情報の取扱について

ご記入いただいた個人情報は、会員相互及び役員との諸連絡、自治会・地域活動、災害時の避難、救助活動等の際に利用します。

本会では、自治会・地域活動及び運営を円滑に行うために、会員名簿を作成し、各会員に配布しています。また、いただいた情報を会員名簿に記載いたしますので、掲載したくない項目がある場合はご相談ください。

本会では、自治会・地域活動、災害時の避難、救助活動等を〇〇協議会及び〇〇〇会と連携・協力して実施しています。地域の各団体相互に活動を行うため、〇〇協議会及び〇〇〇会に、会員名簿を提供することがあります。

ご記入いただいた情報は、上記の目的以外で使用したり、あらかじめ、ご本人の同意なく第三者に提供したりすることはありません。

自治会に関する Q&A

Q1. 自治会に加入するメリットは？

A1. コミュニケーションの輪が広がり、楽しさを共有できる

自治会の活動を通して、地域の人達との交流やふれあいを深め、楽しさや、やり甲斐を得ることができます。

住みよいまちづくりができる

自治会は地域の安全・安心や課題解決に取り組んでいます。
地域の課題に地域で取り組み、必要に応じて関係機関と連携を取り、住みやすい環境を整えることができます。
防犯・防災活動も行っており、安全なまちで安心して暮らすことができます。

情報を積極的に得ることができる

茨木市からの情報については広報誌が全戸配布されますが、各種団体の催しや地域への案内等については、自治会を通じて発信されています。

Q2. 自治会に加入するには？

A2. お住まいの地域の自治会長に届けていただくこととなります。直接、自治会長もしくは役員・班長の方にお問い合わせください。

所属する自治会がわからない場合は、地域コミュニティ課にご相談ください。

Q3. 自治会と市役所の関係は？

A3. 自治会は、地域に住む方々の自発的な意思で組織される公共的組織です。設置の義務となる法令等はありませんが、基本的には各地域で組織された、市から独立した団体です。市とは対等な立場で、協力関係を築きながら、住みよい地域づくりに務めています。

市は、自治会に文書の配布・回覧や各種調査等、協力をお願いしています。

Q4. マンション管理組合と自治会の違いは？

A4. マンションなどの管理組合は、共有資産の管理を目的に区分所有者が全員加入していません。

自治会は、住民自治や住民間の親睦、相互扶助等（コミュニティ活動）を目的として、区分所有者も賃貸住民も分け隔てなく、居住者（住んでいる人）が自主的に加入する組織です。

〇〇年度 〇〇自治会 決算書

収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引額	付記
会費				〇〇円×〇〇世帯×12月
補助金				茨木市住みよいまちづくり協議会清掃補助金
報償金				茨木市自治会活動報償金
寄付金				〇〇寄付金〇〇円
雑収入				各種事業収益金及び預金利息等
繰越金				前年度の繰越金
収入合計				

支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引額	付記
事業費				
生活環境費				清掃道具〇〇円、消毒液〇〇円
防犯費				年末警戒等〇〇円
体育レクリエーション費				運動会〇〇円、ハイキング〇〇円
文化活動費				盆踊り〇〇円、文化展〇〇円
会議費				総会〇〇円・役員会〇〇円
消耗品費				事務用品〇〇円
通信運搬費				郵便料〇〇円
印刷製本費				回覧物印刷代〇〇円
修繕費				備品修繕等〇〇円
光熱費				防犯灯電気代等〇〇円
助成金				こども会等への助成金〇〇円
負担金				自治会連合会負担金〇〇円
慶弔費				慶弔費〇〇円
予備費				
支出合計				

〇〇年度 会計監査報告書

〇〇年度〇〇自治会の会計監査にあたり、収入支出に伴う関係書類及び関係帳簿等を審査した結果、いずれも正確かつ適正であると認めましたので報告します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇自治会

会計監査 〇〇〇〇〇〇

会計監査 〇〇〇〇〇〇

Q5. 自治会への加入促進の方法は？

A5.

地道に自治会の目的や活動をPRし、理解を深めることが大切です。

地域で行われる自治会の行事に声をかけたり、勧誘のためのチラシやパンフレットを作成し、配布することも効果的です。自治会ハンドブックP.29で掲載している自治会加入啓発チラシや自治会独自で作成いただける自治会加入チラシ・自治会結成チラシのひな型もございますのでぜひご活用ください。

マンション等を建設される場合には、入居前の段階からマンション業者と協議したり、管理人さんに窓口になってもらう方法も考えられます。

また、茨木市自治会連合会と茨木市は民間事業者と連携し、住居を選択する早い段階において地域コミュニティへの新たなきっかけを提供するため、大阪府宅地建物取引業協会北大阪支部及び公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部北大阪支部と、それぞれに、自治会への加入促進に関する協定を締結しました。

Q6. 自治会活動を活性化するには？

A6.

事業の見直し

行事ごとの反省会や、毎年度継続している事業の見直しのほか、従来の活動に工夫を加えて、例えば清掃活動にスタンプラリー方式を取り入れるなど、リニューアルすることも考えられます。

新しい人を巻き込み、みんなで仕事を分担する

地域には、様々な経験や能力を持った人たちが暮らしています。個人ができることを重ね合わせることで、より幅広い活動ができます。

また、自治会の運営には、多くのアイデアが必要で、様々な役割を分担しなければなりません。そのためには、性別や年齢層を問わず、広く人材を集めることが重要です。例えば、新しい人に企画・運営を任せ、経験を積んだ役員の方々がバックアップするなどの方法もあります。市内の自治会では、サポートスタッフを募集されるなど、人材の発掘にも取り組んでおられます。

たくさんの方が参画できる活動を

地域には子どもから高齢者まで、様々な年齢層の人がいます。多くの方が顔を合わせる機会が増え、自治会への理解や関心が高まることは、自治会の活性化につながります。

Q7. 自治会での個人情報の取り扱い？

A7.

地域内での連絡のために、自治会で名簿等を作成されることもありますが、プライバシー保護の観点から、取り扱いには注意が必要です。個人情報を収集する際は、利用目的と範囲を明示し、本人の承諾を得る必要があります。

また、名簿の配布・利用については、自治会員のあいだで自治会活動のみに制限するなどし、自治会内で共通のルールを決めておく必要があります。

自治会ハンドブック P.18 に自治会個人情報取扱要領の参考例を掲載していますので、ぜひご活用ください。